

2 市が行うこととなる業務

(1) 社会福祉法に基づく業務

社会福祉法の条項	業 務 内 容
第31条 第1項	定款の認可
第32条	
第39条の3	仮理事の選任
第39条の4	特別代理人の選任
第40条第1項第3号	監事の報告の受理
第43条第1項	定款変更の認可
第43条第3項	定款変更の届出の受理
第46条第1項第6号	解散命令
第46条第2項	解散の認可・認定
第46条第3項	解散の届出の受理
第47条の3	清算終了の届出の受理
第49条第2項	合併の認可
第56条第1項	一般的監督（報告徴収、職員の検査）
第56条第2項	必要な措置命令
第56条第3項	業務停止命令、役員解職勧告
第56条第4項	解散命令
第56条第5項	役員解職勧告に伴う弁明の通知
第57条	公益事業又は収益事業の停止命令
第59条第1項	事業概要等（現況報告書）の届出の受理
第114条	共同募金会の認可
第121条	共同募金会への解散命令

(2) その他、国の通知等に基づく業務

通知等の名称	業 務 内 容
埼玉県健康福祉部長通知 (H10. 7. 23)	役員変更の届出の受理 ※別途、所轄庁となる市から通知します。
埼玉県健康福祉部長通知 (H13. 8. 8)	寄附の届出の受理 ※別途、所轄庁となる市から通知します。
厚労省社会・援護局福祉基 盤課長通知 (H23. 8. 2)	税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等
社会福祉法人定款準則 第14条	基本財産の担保提供の承認 基本財産の処分の承認
基本財産の担保提供・承認 に係る審査要領	四半期ごとの経営報告書の受理